

青森県報

第二千六百四十四号

平成十八年
六月二十三日
(金曜日)

目次

公 告

平成十七年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の

状況の公表

(環境政策課) …… 一

ふるさと森と川と海保全地域の指定の案の縦覧

(河川砂防課) …… 二

建設業者の許可の取消し

(中 南 地 域
県 民 局) …… 四

右 同

(十和田県土
整備事務所) …… 四

右 同

(同) …… 四

右 同

(同) …… 四

公安委員会

駐車監視員資格者講習の実施

(交通指導課) …… 五

公 告

平成十七年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第七十九号)第十一条の規定により、平成十七年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成十八年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 協議の件数
 - 1 事前協議 四百八件
 - 2 協議内容の変更の協議 三十六件
- 二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	八三八トン
汚泥	一三、五〇三トン
廃油	二、〇二六トン
廃酸	三、二二二トン
廃アルカリ	六、三八三トン
廃プラスチック類	三、五二〇トン
紙くず	一トン
木くず	八六一トン
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	二、五九〇トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	三二トン
金属くず	一一八トン
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。)及び陶磁器くず	四二一トン
鉱さい	一、一五四トン
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	二、四六一トン

動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）	四、三九一トン
ばいじん（特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によつて集められたものをいう。以下同じ。）	三三、一六二トン
燃え殻、汚泥、廃油及び木くずの混合物	五二トン
燃え殻並びびにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	七トン
燃え殻、鉱さい及びばいじんの混合物	一〇、五〇〇トン
燃え殻及びばいじんの混合物	五五〇トン
汚泥及び廃油の混合物	六〇トン
汚泥及び廃アルカリの混合物	一九トン
汚泥及び金属くずの混合物	一トン
汚泥及び鉱さいの混合物	三六三トン
廃油、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	一九トン
廃酸、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	三トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず及び金属くずの混合物	二二トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びびにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	五、七二六トン
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びびにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	一、五四四トン
廃プラスチック類及び木くずの混合物	五一トン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	八〇二トン

廃プラスチック類、金属くず並びびにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	二七、〇七四トン
廃プラスチック類並びびにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	三七二トン
金属くず並びびにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	一九トン
金属くず及び工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物の混合物	二八一トン
合 計	四三、一一七トン

三 協定の締結の件数

四百八件

四 環境保全協力金の額

二千六百七十六万二千九百円

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）

不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

ふるさと森と川と海保全地域の指定の案の縦覧

青森県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第六条第一項の規定によりふるさと森と川と海保全地域（以下「保全地域」という。）を指定したので、同条第三項の規定により、公告し、次のとおり保全地域の指定の案を縦覧に供する。

なお、当該保全地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、青森県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則（平成十四年三月青森県規則第四十三号）第四条に定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

平成十八年六月二十三日

一 保全地域の名称 奥入瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域
 二 保全地域に含まれる土地の区域

1 森林

十和田市大字滝沢字上指久保国有林一林班の内、二林班及び三林班並びに同字月日山国有林四林班の内、五林班及び六林班並びに同大字奥瀬字高崎国有林三二林班の内、三三林班、三四林班の内、三五林班の内、三八林班、三九林班、四〇林班、四一林班、四二林班及び四三林班並びに同字惣辺山国有林四四林班、四五林班、四六林班、四七林班、四八林班、四九林班、五〇林班、五一林班、五二林班、五三林班の内、五四林班、五五林班及び五六林班並びに同字宇樽部国有林五七林班、五八林班、五九林班、六〇林班の内、六一林班、六二林班、六三林班、六四林班、六五林班及び六六林班の内並びに同字尻辺山国有林六七林班、六八林班、六九林班、七〇林班、七一林班、七二林班の内、七三林班、七四林班、七五林班の内、七六林班の内、七七林班及び七八林班並びに同字幌内山国有林七九林班の内、八〇林班、八一林班、八二林班の内、八三林班の内、八四林班、八五林班、八六林班、八七林班、八八林班、八九林班、九〇林班及び九一林班並びに同字黄瀬山国有林九二林班、九三林班、九四林班、九五林班、九六林班、九七林班、九八林班、九九林班、一〇〇林班、一〇一林班、一〇二林班、一〇三林班、一〇四林班、一〇五林班、一〇六林班、一〇七林班、一〇八林班、一〇九林班、一一〇林班及び一一一林班並びに同字鶯国有林一一二林班の内、一一三林班の内、一一四林班、一一五林班、一一六林班及び一一七林班並びに同字谷地国有林一一八林班の内、一一九林班、一二〇林班及び一二一林班並びに同大字法量字黒森山国有林一二七林班の内、一二八林班の内、一二九林班、一三〇林班、一三一林班の内、一三二林班の内、一三三林班、一三四林班、一三五林班の内及び一三六林班並びに同大字深持字深持山国有林一三九林班の内、一四〇林班の内、一四一林班の内及び一四二林班の内並びに同大字深持林有林一林班の内、二林班、三林班、四林班、五林班の内、六林班、七林班の内、八林班、九林班の内及び一〇林班の内並びに同大字滝沢民有林一八二林班の内、一八三林班、一八四林班、一八五林班の内、一八六林班の内、一八七林班、一八八林班、一八九林班、一九〇林班、一九一林班、一九二林班の内、一九三林班、一九四林班、一九五林班及び一九六林班並びに同大字法量民有林一九七の二林班、一九七の三林班の内、一九八の二林班の内、一九八の三林班の内、一九八の四林班の内及び一九九林班の内及び二〇〇七林班の内並びに同大字奥瀬民有林二三五林班、二三九林班、二四〇林班の内、二四一林班、二四二林班の内、二四三林班の内、二四四

林班、二四五林班の内、二四六林班の内及び二四七林班の内

2 河川

- (一) 奥入瀬川の区域のうち、十和田湖からの流出点から海に至る場所
- (二) 奥入瀬川支川の後藤川区域のうち、十和田市大字滝沢地先の四和防災ダムから奥入瀬川との合流点までの区域
- (三) 奥入瀬川支川の熊の沢川区域のうち、北股沢との合流点から奥入瀬川との合流点までの区域
- (四) 奥入瀬川支川の片淵川区域のうち、三川目沢と猿倉沢との合流点から奥入瀬川との合流点までの区域
- (五) 奥入瀬川支川の中里川区域のうち、大石倉沢と冷水沢との合流点から奥入瀬川との合流点までの区域
- (六) 青森県に属する十和田湖の水面の区域

3 海岸

- (一) 上北郡おいらせ町一川目一三三、一三三三地先、一三四の一、一三四の三、一三九の一、一三九の一地先、三六〇及び三六〇地先
- (二) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域。ただし、上北郡おいらせ町一川目一三三及び同字三六〇の区域を除く。
- ア 上北郡おいらせ町一川目一三九の一と同字一川目一丁目一五の境界を基点として、北東方向に五十五メートル進んだ延長線の地点
- イ アから北東方向に百二十六メートル進んだ延長線の地点
- ウ 上北郡おいらせ町下川原二五の四と同字二五の二四の境界を基点として、北東方向に四百九十メートル進んだ延長線の地点
- エ ウから南西方向に八十メートル進んだ延長線の地点
- オ 上北郡おいらせ町一川目一三四の一と同字一三四の二の境界を基点として、北東方向に一四二メートル進んだ延長線の地点
- カ オから北西方向に九百五十八メートル進んだ延長線の地点
- キ アから南東方向に二百三十八メートル進んだ延長線の地点
- ク キから南西方向に三十五メートル進んだ延長線の地点

三 縦覧期間

平成十八年六月二十六日から同年七月二十五日まで

四 縦覧場所

青森県土整備部河川砂防課、十和田県土整備事務所、十和田市役所、六戸町役場及びおいらせ町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社丸一建設

二 代表者の氏名 相馬 弘子

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字八代町八の二四

四 許可番号 青森県知事許可（般・一七）第二四九二号

五 取消年月日 平成十八年六月九日

六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社久保田建設

二 代表者の氏名 久保田 輝雄

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字寒水一の一四

四 許可番号 青森県知事許可（般・一六）第一三四九二号

五 取消年月日 平成十八年五月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社エイチ・デー

二 代表者の氏名 程川 丑治

三 主たる営業所の所在地 十和田市西三番町二〇の二五

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第五〇〇三二号

五 取消年月日 平成十八年五月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社なのはな建設

二 代表者の氏名 南 亮一

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字三保野二一八の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第五〇〇〇八七号
- 五 取消年月日 平成十八年五月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行つので、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年国
家公安委員会規則第二十三号)第六条の規定により公示する。

平成十八年六月二十三日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 講習等の期日

1 講習

平成十八年七月二十四日(月)及び同月二十五日(火)午前九時から午後五時
まで

(受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時五十分まで)

2 修了考査

平成十八年七月三十一日(月)午前十時から午前十一時まで

(受付時間 午前九時から午前九時三十分まで)

二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター

三 受講定員

五十名程度(申込み先着順で、定員になり次第申込みの受付を終了する。)
四 受講申込方法等

1 申込期間

平成十八年七月二十日(木)及び同月二十一日(金)午前九時から午後四時ま
で

2 申込場所(問い合わせ先)

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部 交通指導課指導取締係

電話 〇一七・七二三・四二一一 内線五二三四

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の二の申込場所に直接持参して申し込むこ
と。

(一) 駐車監視員資格者講習申込書(交通指導課で受領すること。)

(二) 講習手数料一万九千円(青森県収入証紙で納付すること。)

4 その他

講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を
提示すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭